

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う水道料金・下水道使用料の支払い猶予について (猶予期間の延長)

経 過

- 国の「生活不安に対応するための緊急措置」による公共料金の支払い猶予等の要請を受け、新型コロナウイルスの感染症拡大に伴い、一時的に水道料金・下水道使用料の支払いが困難な事情がある使用者に対し、申し出の日から最長4か月間まで支払いを猶予している。(第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて決定)
- 東京都、昭島市、羽村市においても、同様の取り扱いを実施している。

開始時期・対象

- 開始時期 : 令和2年3月25日から
- 対 象 : 個人・法人の全ての使用者

今後の対応

- 現下の経済状況や都内の他水道事業体の動向、本市において支援策を継続している状況等を踏まえ、一時的に支払いが困難な使用者に対し、申し出の日から最長1年間まで支払いを猶予する。
- なお、新規申し出の受付期間は、令和2年9月30日(水)受付分までとする。(東京都と同様の措置)。
- 既に申し出済の使用者に対しては、当初の申し出の日から最長1年間まで支払いを猶予する。(7月27日現在の申し出済の使用者:72名)
- 支払い猶予の対象となった水道料金・下水道使用料は、一括での支払いを原則とするが、一括での支払いが困難な場合は、支払い方法等について相談に応じていく。

< 新規申し出の使用者への対応 >

電話等による申し出 ⇒ 申し出の日から最長1年間まで支払い猶予

< 既にお申し出のお客さまへの対応 >

申し出済 ⇒ 当初の申し出の日から最長1年間まで支払い猶予

都内の他事業体の動向

- 東京都 : 最長1年間までの支払い猶予(7/17HP等にて公表済)
- 昭島市 : 東京都と同様に、最長1年間までの支払い猶予(予定)
- 羽村市 : //